

調達管理番号：20a00211

国名：ミャンマー

担当部署：人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第一チーム

案件名：ミャンマー国教育政策アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：教育政策
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年9月上旬～2021年9月下旬
- (2) 業務M/M：現地 6.00M/M、国内 0.60M/M、合計 6.60M/M
- (3) 業務日数：

- ① 現地業務 計 180日

(以下の渡航回数、日数はJICA想定。

渡航回数4回以内、かつ現地業務日数計180日以内で、提案・調整可能。)

- 第1次現地業務 45日
- 第2次現地業務 45日
- 第3次現地業務 45日
- 第4次現地業務 45日

- ② 国内業務 計 12日

※ 本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程の提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年7月15日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 提出先アドレス：e-propo@jica.go.jp
 - 提出方法等の詳細については以下のサイトを参照願います。
業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：2020 年 8 月 5 日（水）までに個別通知。
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 20 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 30 点
- ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 12 点
- ④ その他学位、資格等 10 点
- ⑤ 業務従事予定者によるプレゼンテーション 16 点

(計 100 点)

類似業務	教育政策に係る各種業務
対象国／類似地域	東南アジア地域／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

50 年にわたる軍政から民政移管された 2011 年以降、ミャンマーでは国際水準の教育を標榜した大規模な教育改革が進められており、包括的教育セクターレビュー（Comprehensive Education Sector Review）を経て、国家教育セクター計画（National Education Sector Plan: NESP）が 2016 年から 2020 年まで 5 年間実施されている。これに加え、第 2 次国家教育セクター計画（NESP2、2021 年～2030 年）が実施される予定であり、その策定作業が教育省により進められている。

基礎教育の拡充は 2016 年 3 月に発足した現政権の重点課題の一つであり、現行の基礎教育制度の 11 年制から 12 年制への改編や教員養成校の 4 年制化などの教育改革を実施している。しかしながら、教育省には 12 年制の初等・中等教育カリキュラムを持続的に開発する技術的知見、人員、組織体制が整っておらず、子供が順を追って学習内容を理解できるような良質なカリキュラムの開発及びカリキュラムを継続的に改訂するための仕組みを構築する必要がある。

以上の問題認識を踏まえ、教育省主導によるカリキュラム開発を支援するため、教育省及び開発パートナー間での連携・調整を図るサブセクター・ワーキンググループが設置されている。同ワーキンググループにおいて、アジア開発銀行は中等教育のカリキュラム改訂を支援しており、UNESCO は教員養成校の 4 年制カリキュラムの策定を支援している。

また、職業技術教育・訓練 (Technical Vocational Education and Training: TVET) については、技能労働者育成のための教育・訓練制度の整備、教育・訓練コースの量的拡充と質の向上及び雇用機会の拡充が喫緊の課題である。さらに、高等教育分野においては、より実践的なカリキュラムへの改訂、教育環境の改善及び研究能力の向上が課題となっている。

これまで日本は、NESP の方向性と合致する形で、教育政策アドバイザーの派遣、技術協力プロジェクト「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」を通じて基礎教育分野のカリキュラム改訂に関する支援を行ってきた。また、「TVET の質向上プロジェクト」、「国家技能標準開発支援プロジェクト」及び「工学教育拡充プロジェクト」の実施等により、TVET 分野及び高等教育分野も含めた教育改革への貢献を行っている。

ミャンマー教育省からは、教育改革のさらなる推進に資する提言を行い、教育省の政策策定・実施に対する支援を行う教育政策アドバイザーの継続的な派遣が求められている。また、上述の「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」が 2021 年 3 月に終了することから、今後教育省が自律的にカリキュラム改訂を行えるよう、カリキュラム改訂の制度化に係る支援が期待されている。さらに、TVET 分野については技能労働者の育成を促進する TVET 政策への助言、高等教育分野については産学連携の促進に係る支援が期待されている。

以上を踏まえ、ミャンマー政府による NESP の実施支援および NESP2 の策定・実施支援を行うとともに、ミャンマー教育セクターにおける政策立案と関連施策の具体化を推進することを目的として本業務を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、教育省大臣官房室をカウンターパート機関として、以下の業

務を行う。

- ア) ミャンマー政府による NESP の実施及び NESP2 の策定・実施を支援する。
- イ) 開発パートナーとの政策レベルの連携を行う。
- ウ) 基礎教育、TVET、高等教育における動向分析及び教育省への助言・提言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内業務

- ア) 第1次現地業務前に、ミャンマー教育セクターにおける政策文書、既存の JICA 教育事業の報告書、開発パートナーによる報告書、学術論文等を参照し、ミャンマー教育セクター全体の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた教育分野の協力の概要を把握・分析する。
- イ) JICA 人間開発部及び同ミャンマー事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ウ) 業務ワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 人間開発部に提出する。併せて、JICA ミャンマー事務所にもワークプラン（和文・英文）のデータを送付する。

① 各次現地業務の間

- ア) 現地業務結果を JICA 人間開発部に報告し、次期派遣期間の業務計画について協議を行う。
- イ) 次回の現地業務に関する業務ワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 人間開発部に提出する。併せて、JICA ミャンマー事務所にもワークプラン（和文・英文）のデータを送付する。

② 最終次の現地業務終了後

- ア) 現地業務結果を JICA 人間開発部に報告し、専門家業務完了報告書（和文・英文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

(2) 現地業務

① 各次現地業務の共通事項

- ア) 現地業務開始時
 - (a) 教育省に業務ワークプラン（英文）を提出し、業務計画の承

認を得る。

イ) 現地業務終了時

- (a) 教育省上層部に対して、現地業務結果報告書（英文）に基づき、業務の成果や提言等を報告する。
- (b) JICA ミャンマー事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

② 第1次現地業務

上記①に加え、以下の業務を実施する。

ア) NESP 実施及び NESP2 策定に関する助言・支援

- (a) JICA ミャンマー事務所と連携しながら、ミャンマー政府と開発パートナーによる会議や教育セクターの開発パートナー会合に出席し、NESP の実施及び NESP2 の策定に参画する。今後 10 年間の教育改革の展望が NESP2 に適切に反映されるよう、教育省に対して助言を行う。
- (b) 教育省による NESP2 の作成を支援し、教育省がカリキュラム改訂の制度化を実施するために必要な政策・施策について助言や支援を行う。
- (c) 高等教育分野における産学連携の促進にかかる教育省への助言や支援を行う。

イ) 開発パートナーとの政策レベルの連携

- (a) 以下の会合に出席し、教育セクター全般に関する情報収集を行う。
 - (i) 教育セクター全般（基礎教育、TVET、高等教育）に関する教育省上層部や国家教育政策委員会、国家カリキュラム委員会との会合
 - (ii) 教育省・開発パートナー間の合同会合等
なお、(ii)においては、JICA ミャンマー事務所と連携し、JICA の教育事業に関する情報発信を行う。
- (b) 上記 (a) の会合の結果概要に関し、以下の組織・プロジェクトの関係者との情報共有を図る。
 - (i) JICA 人間開発部
 - (ii) JICA ミャンマー事務所
 - (iii) 「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」

(2014年5月～2021年3月)

(iv) 「TVETの質的向上プロジェクト」

(2018年7月～2023年7月)

(v) 「国家技能標準開発支援プロジェクト」

(2018年8月～2021年8月)

(vi) 「工学教育拡充プロジェクト」

(2013年10月～2020年10月)

ウ) 基礎教育、TVET、高等教育の動向分析及び教育省への助言・提言

(a) 教育セクター（基礎教育、TVET、高等教育）の施策の実施状況及び動向に係る情報収集を行う。

(b) 教育分野の主要政策文書や教育統計データに基づき、教育省が政策目標を達成するための課題の抽出と分析を行う。

(c) 上記の情報収集・分析結果に基づき、教育省上層部への技術的助言及び政策提言を行う。

③ 第2次現地業務

上記①に加え、以下の業務を実施する。

ア) NESP実施及びNESP2策定に関する助言・支援

(a) 上記② ア) (a) に同じ。

(b) 初等教育カリキュラム改訂の制度化に係る教育省との協議やNESP2作成へのインプットなどを通じ、教育省がカリキュラム改訂の制度化を実施するために必要な政策・施策について助言や支援を行う。

(c) 教育省が2021年6月より実施予定の新初等カリキュラム実施状況調査に関し、その評価プロセス及び分析方法について、教育省に対して技術的助言及び支援を行う。

(d) 上記② ア) (c) に同じ。

イ) 開発パートナーとの政策レベルの連携

(a) 上記② イ) (a) に同じ。

(b) 上記 (a) の会合の結果概要に関し、以下の組織・プロジェクトの関係者との情報共有を図る。

(i) JICA 人間開発部

(ii) JICA ミャンマー事務所

- (iii) 「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」
 - (iv) 「TVET の質的向上プロジェクト」
 - (v) 「国家技能標準開発支援プロジェクト」
 - (vi) 「工学教育産官学連携強化プロジェクト」
- (2021 年 1 月～2025 年 1 月)

ウ) 基礎教育、TVET、高等教育における動向分析及び教育省への助言・提言

(a) 上記② ウ) に同じ。

(b) 教育改革に関わる教育省職員の計画策定能力の向上に資するセミナー開催や技術支援等を行う。

④ 第 3 次現地業務

上記①に加え、以下の業務を実施する。

ア) NESP2 実施に関する助言・支援

(a) JICA ミャンマー事務所と連携しながら、NESP2 実施に係るミャンマー政府と開発パートナーによる会議や、教育セクターの開発パートナー会合に出席する。

(b) 下記の JICA 技術協力プロジェクトの定期進捗報告会に出席し、NESP2 の目標達成に向けた JICA 事業の実施状況をモニタリングする。

(i) 初等教育新カリキュラム実施能力強化プロジェクト
(2021 年 4 月～2023 年 10 月)

(ii) TVET の質的向上プロジェクト

(iii) 国家技能標準開発支援プロジェクト

(iv) 工学教育産官学連携強化プロジェクト

(c) 上記 (b) (i) に関連し、初等教育カリキュラム改訂の制度化に向けた活動が着実かつ効果的に進捗するよう、教育省に対して助言する。

(d) 上記③ ア) (c)～(d)に同じ。

イ) 開発パートナーとの政策レベルの連携

上記 ③ イ) に同じ。

ウ) 基礎教育、TVET、高等教育における動向分析及び教育省への助言・提言

上記③ ウ) に同じ

⑤ 第4次現地業務

上記(2)に加え、以下の業務を実施する。

ア) NESP2 実施に関する助言・支援

上記④ア)に同じ。

イ) 開発パートナーとの政策レベルの連携

上記④イ)に同じ。

ウ) 基礎教育、TVET、高等教育における動向分析及び教育省への助言・提言

(a) 上記④ウ)に同じ。

(b) 現地業務完了に際し、教育省及び JICA ミャンマー事務所に対して、専門家業務完了報告書案(和文、英文)に基づき、現地業務結果の説明を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン(業務全体及び各次現地業務について作成)

現地業務における業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。簡易製本及び電子データにて提出。

提出部数は以下のとおり。

・ 英文3部

(JICA 人間開発部、JICA ミャンマー事務所、教育省へ各1部)

(2) 現地業務結果報告書(各次現地業務について作成)

各現地業務終了時に作成し、簡易製本及び電子データにて提出。

ただし、最終次の現地業務に関する現地業務結果報告書(和文、英文)は作成せず、下記「(3) 専門家業務完了報告書」をもってこれに代える。

提出部数は以下のとおり。

・ 英文3部

(JICA 人間開発部、JICA ミャンマー事務所、教育省へ各1部)

・ 和文2部

(JICA 人間開発部、JICA ミャンマー事務所へ各1部)

(3) 専門家業務完了報告書

本契約における業務全体に関する報告書を作成し、教育省、JICA 人間開発部及び同ミャンマー事務所に提出し、報告する。業務の成果や教

育省への提言等を記載。

提出期限、部数、体裁は以下のとおり。

- ① 提出期限 2021年9月10日
- ② 提出部数
 - ・ 英文3部
(JICA 人間開発部、JICA ミャンマー事務所、教育省へ各1部)
 - ・ 和文2部
(JICA 人間開発部、JICA ミャンマー事務所へ各1部)
- ③ 体裁
簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒ヤンゴン⇒ネピドー⇒ヤンゴン⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

以下の条件を踏まえて提案してください。

ア) 新型コロナウイルスの流行終息を受けた渡航再開が2020年9月末以降に実現することを前提に、2020年10月初旬～2021年8月下旬の期間に現地業務を提案してください。

イ) 現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

- ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

- ③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務での現地到着時のみ、便宜供与あり

- イ) 宿 舎 手 配 : 第 1 次 現 地 業 務 での 現 地 到 着 時 の み、 便 宜 供 与 あり
- ウ) 車 両 借 上 げ : な し
- エ) 通 訊 備 上 : な し
- オ) 現 地 日 程 の ア レ ン ジ :
 - 第 1 次 現 地 業 務 開 始 時 に お け る 教 育 省 と の 協 議 に つ い て の み、
日 程 調 整 及 び JICA 事 務 所 企 画 調 査 員 も し く は ナ シ ョ ナ ル ス タ ッ プ
の 同 行 を 行 う。
- カ) 執 務 ス ペ ー ス の 提 供 : 教 育 省 内 に お け る 執 務 ス ペ ー ス 提 供

(2) 参考資料

① 配布資料

本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部基礎教育グループ (TEL:03-5226-8314) にて配布します。

- ・ミャンマー国教育政策アドバイザー 専門家業務完了報告書

② 公開資料

- ・ミャンマー連邦共和国 初等教育カリキュラム改訂プロジェクト実施協議報告書 (2016 年 4 月)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12264040.pdf>

- ・ミャンマー連邦共和国 初等教育カリキュラム改訂プロジェクト中間レビュー調査報告書 (2019 年 10 月)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12327391.pdf>

- ・ミャンマー連邦共和国 ミャンマー工学教育拡充プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (2013 年 11 月)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12183810.pdf>

- ### ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (outm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」

- ・本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期：7月20日（月）午後（予定）

（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室 または Skype 等

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、電話または Skype による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

③ 実施方法：

- ・ 一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・ プレゼンテーションでは「業務実施方針」を説明。
- ・ 業務従事予定者以外の出席は不可。

(4) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

※現地業務期間中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「事業実施・支援業務用」契約約款を適用し、契約で規定される業務が国外で提供される契約、すなわち国外取引として

整理し、消費税不課税取引とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。
- ⑥ 本案件においては、新型コロナウイルス流行の状況や先方政府側の対応も踏まえ、上記「2. 契約予定期間等」に記載の人月数・渡航回数にて現地業務を実施するか、もしくは一部業務を国内業務に振り替えて実施するか等につき、契約前（及び、必要に応じ契約履行期間中）に検討します。

このため、現地業務での実施を想定している業務の一部を、国内業務に振り替えて、遠隔業務にて実施することになる可能性もあります。

以 上